

# 建築関連 5 団体

# 建築・まちづくり宣言

## 公益社団法人 日本建築士会連合会

〒108-0014 東京都港区芝 5-26-20 建築会館 5 階 Tel.03-3456-2061  
<http://www.kenchikushikai.or.jp/>

## 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-21-6 八丁堀 NF ビル 6 階 Tel.03-3552-1281  
<http://www.njr.or.jp/>

## 公益社団法人 日本建築家協会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 2-3-18 JIA 館 Tel.03-3408-7125  
<http://www.jia.or.jp/>

## 一般社団法人 日本建設業連合会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-5-1 東京建設会館 8 階 Tel.03-3551-1118  
<http://www.nikkenren.com/>

## 一般社団法人 日本建築学会

〒108-8414 東京都港区芝 5-26-20 Tel.03-3456-2051  
<http://www.aij.or.jp/>

# 建築・まちづくり宣言

私たち建築関連団体は、建築の質と性能の確保並びに建築・都市文化の振興に貢献し、安心・安全で持続可能な社会にむけて、建築・まちづくりを推進していくことを宣言します。

建築は私的なものであっても、その存在は社会・文化的環境の一部を形成し、建築の創造行為は個人の利益のみならず、公共の利益にかかわるものとなります。私たちは建築・まちづくりにおいて、市民・行政と連携して専門家の役割と責任を果たし、公共的価値実現のために貢献していきます。

我が国は豊かな自然風土に恵まれているものの、時に自然の脅威にさらされる国でもあります。私たちは日頃から地球環境に配慮してかけがえのない自然を守りつつ、災害に強い建築・まちづくりを推進し、災害が起きたときには連携して復旧・復興活動を支援していきます。

私たち建築関連団体は、以下の基本方針のもとに、建築・まちづくりに取り組んでいきます。

## 〔建築・まちづくり宣言 基本方針〕

1. すべての人々が生き生きと健康に暮らせる、安全・安心な**生活環境づくり**に貢献します。
2. 健全で活力ある生産・経済活動を支える、持続可能な**社会環境づくり**に貢献します。
3. 人々が誇りと愛着を持ち、地域固有の自然や歴史を継承する、豊かな**文化環境づくり**に貢献します。

(2011年9月20日)

## 建築・まちづくり宣言の目指すところ

---

私たちは、安全・安心で持続可能な建築・まちづくりを行い、建築の質の向上および建築・都市文化の振興に貢献することを目指して、2011年9月、建築・まちづくり宣言を発表しました。

この宣言は、次のような基本的な認識のもとに取りまとめたものです。

### 建築について

---

建築は、所有者・利用者にとって価値あるだけでなく、公共的価値を持つ社会的資産です。

- 建築は、国民の生活の場を形成します。
- 建築は、経済活動の場を形成します。
- 優れた建築は、それ自体が文化的な価値を持っています。
- 建築には多くの資材を要するだけでなく、建築に由来する地球温暖化ガス排出量は極めて大きく、建築・まちづくりは地球環境の維持に大きなかわりを持っています。

### 建築に関係する人々の役割について

---

建築には、建築主、所有者、専門家、事業者、地域住民、行政など多くの関係者が参加しますが、互いの立場を尊重し、適切な関係のもとに、各々が役割を担い、社会的責任を果たすことが必要です。

- 建築主、所有者の考えは、建築の質やコストの決定において大きな要素になっています。
- 建築・まちづくりの専門家や事業者には、建築主や利用者などの要望に応えるとともに、社会性、公益性に配慮した自律的行動が求められます。
- 建築に関わる専門家や事業者と建築主は、対等な立場で信義に即した公正で明確な文書による契約に基づき業務を行うことが必要です。
- 専門家は、常に自らの知識・技能の向上に励み、継続能力開発（CPD）など自らの資質向上のための継続的な研鑽が必要です。
- 専門家や事業者が構成する団体には、公正な業務遂行や倫理意識の醸成など公益に資するための自律的監督体制の確立が求められます。

建築・まちづくり宣言を実現するために、私たちは、次のような行動をとっていきます。

## 1. 安全・安心な生活環境づくり

- 自然条件・社会条件から、生活と産業、地域の機能やコミュニティを守る建築・まちづくりに努めます。
- 災害などの非常時においても、人命を守るだけでなく、生活と産業、都市や地域の機能継続が確保される建築・まちづくりに努めます。
- 社会の成熟と技術の高度化に対応して、法に定めるべきもの、専門家や事業者の団体に委ねるもの、専門家個人の責任と判断に委ねるものを整理するよう努めます。

## 2. 持続可能な社会環境づくり

- 健全で活力ある社会、経済活動の基盤となり、発展させる建築・まちづくりに努めます。
- 建築の長寿命化、省エネルギー化に努めます。
- 建築単体からまち全体までを、また設計・施工から、運用段階の増改修・模様替え・解体までの建築の全生涯を対象として、良質な環境の創造と維持に取り組むように努力します。
- 循環型社会を目指して建築の省資源化に努めます。
- 地域産の資材、地域に根ざした技術の活用を図るなど、積極的に地域の活力を生かすよう努めます。

## 3. 豊かで美しい文化環境づくり

- 建築の活用、保存、再生を通して、質の高い建築ストックの形成と豊かで美しい文化の育成に努めます。
- 建築・まちづくりを通して、地域文化の形成と次世代への伝承に貢献します。
- 建築の建つ場所・使われ方に対応した誘導基準やまちづくりの合意形成のプロセスなどの整備を通じて、建築主にとってわかりやすく、判断しやすい建築・まちづくりの制度の実現に努めます。

(2013年4月8日)

---

建築関連5団体は、UIA2011東京大会の開催と東日本大震災の被災を契機として、2011年9月に「建築・まちづくり宣言」を発表しました。

その後、5団体は合同して建築社会システム検討会を設置し、「建築・まちづくり宣言」の具体的な内容について検討を進め、「建築・まちづくり宣言の目指すところ」を2013年4月にとりまとめました。